

九州学生体操連盟

規約

第 1 章 設置規定

第 1 条 本連盟は、全日本学生体操連盟諸規則第 9 章第 63 条及び支部規定に基づき全日本学生体操連盟の西日本地区九州支部として設置する。

第 2 章 名称及び事務所

第 2 条 本連盟は、九州学生体操連盟と称する。

第 3 条 本連盟は、事務所を福岡市城南区七隈 8-19-1 福岡大学スポーツ科学部内田口晴康研究室内に置く。

第 3 章 目的及び事業

第 4 条 本連盟は、加盟者相互の融和をはかり、あわせて体操の健全なる普及発展をはかるものとする。

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

- (1) 九州学生体操競技選手権大会の開催及び確立
- (2) 九州学生新体操選手権大会の開催及び確立
- (3) 九州学生体操競技新人大会の開催及び確立
- (4) 九州学生新体操新人大会の開催及び確立
- (5) 体操に関する講習会の開催
- (6) 九州支部の優秀選手・優秀団体の認定及び表彰
- (7) 全日本学生体操連盟の開催する大会への協力
- (8) その他、本連盟の目標達成に必要となる事業

第 4 章 組織

第 6 条 本連盟は、全日本学生体操連盟の西日本地区、九州支部に所在する。加盟大学(全日本学生体操連盟諸規約登録規定第 3 条に準じ、大学、専修学校、高等専門学校を称して加盟大学とする)をもって組織する。

第 5 章 加盟及び脱退

第 7 条 全日本学生体操連盟諸規約第 4 章「加盟及び脱退」に準ずる。

第 6 章 幹事校

第 8 条 本連盟の幹事校は、全日本学生体操連盟より九州支部の幹事校内から推薦される。

第 9 条 その他の幹事校の内容については、全日本学生体操連盟諸規約第 7 章「幹事校」に準ずる。

第 7 章 役員

第 10 条 本連盟は次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 顧問 | 若干名 |
| (4) 監事 | 若干名 |
| (5) 委員長 | 1 名 |
| (6) 副委員長 | 1 名 |
| (7) 会計 | 1 名 |
| (8) 会計補佐 | 1 名 |
| (9) 幹事(加盟校から体操競技、新体操男女別に各 1 名) | |
| (10) 委員(加盟大学から体操競技、新体操男女別に各 1 名) | |

委員長、副委員長、会計、会計補佐、代表委員、幹事、その他事業の執行に必要な役員は原則として学生役員とする。

第 11 条 委員を除く本連盟役員は、役員総会において決定する。

第 12 条 会長は、幹事校で推挙する。

会長は、本連盟を代表し会務を統轄する。

第 13 条 副会長は、会長が推薦する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第 14 条 顧問は、本連盟に幹事を派遣している各連盟大学関係者並びに本連盟関係者の中から推挙する。

第 15 条 委員長は、幹事の中から互選する。

委員長は、学生役員を推挙する。

第 16 条 監事は、会長が推挙する。

監事は、本連盟の事務及び財産を監査する。

第 17 条 副委員長は、幹事の中より互選する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

第 18 条 会計は、幹事の中より互選する。

会計は、本連盟の会計業務を管理する。

- 第 19 条 会計補佐は、幹事の中より互選する。
会計補佐は、会計を補佐し会計に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 20 条 委員長、副委員長、会計、会計補佐を総称して、常任幹事とする。
- 第 21 条 常任幹事において 2 名以上に事故ある時は、常にこれに代わる常任幹事を幹事の中より互選することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第 22 条 委員は、本連盟の必要とする会議に出席し、又、大学との業務連絡を処理する。
- 第 23 条 全ての役員は、会長が委嘱する。
役員は、任期は、原則として 1 年とする。(会長は 2 年とする) 但し、補欠による任期は前任者の残任期間とする。
役員は、任期満了しても後任者が就任するまではその任務を遂行する。
- 第 24 条 常任幹事など学生役員は、選出後その所属加盟大学及び本連盟の登録資格を失った時は、その資格を失う。
- 第 25 条 役員は全ての本連盟事業に関して、報酬(日当、宿泊、交通費を除く)をうけることができない。
- 第 26 条 本連盟に、会賓を置くことができる。

第 8 章 学生役員

- 第 27 条 加盟大学は、学生役員の派遣義務を負う。
全日本学生体操連盟諸規約第 29 条に基づき、学生役員を派遣する。
派遣された学生が、卒業又はその他の理由により不在となった場合はその派遣校の責任において補充するものとする。
- 第 28 条 派遣された役員で、事務所に通うことが可能な学生を学生役員と称し、通うことが不可能な学生を準学生とする。
- 第 29 条 学生役員の交通費、宿泊費、日当費については、本連盟により該当する実質額を支給する。

第 9 章 会議

1. 役員総会

- 第 30 条 役員総会は、本連盟役員をもって構成する。
- 第 31 条 役員総会は、本連盟の最高議決機関であり、会長が年 1 回以上召集する。
- 第 32 条 会長は、委員の中の過半数以上及び幹事の中の 4 分の 3 以上から要求があったときは、役員総会を招集しなければならない。
- 第 33 条 議決権及び発言権を有する役員は、会長、副委員長、常任幹事、委員とする。尚、幹事に関しては、発言権のみを有するものとする。
- 第 34 条 役員総会は、議決権を有する役員の半数以上の出席をもって成立する。

但し、代理役員を出席させることができる。代理役員は、本連盟加盟者に限る。

第 35 条 役員総会の議長は、議決権を有する役員より互選する。

第 36 条 欠席の場合、委任行為を認め出席件数に加える。但し、白紙委任は除く。

委任行為をするものは、委任状を議長に提出しなければならない。

第 37 条 役員総会の議決は、議決権の過半数をもって決する。

可否同数の時は、議長がこれを決議する。但し、重要事項については 3 分の 2 以上の賛否をもって決議する。

第 38 条 役員総会は、下記の事項を承認及び議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算並びに決算
- (3) 役員の変更
- (4) 規約の改正
- (5) その他、重要な事項

2. 常任理事会

第 39 条 常任理事は、常任幹事で構成し、委員長は必要と認められた時召集し、議決にあたる。

3. 幹事会

第 40 条 幹事会は、常任理事と幹事で構成し、重要事項の審議その他、本規定に定められた事項の決議及び執行にあたる。

第 41 条 幹事会は、委員長が必要と認められた時これを招集し、3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 10 章 専門部会

第 42 条 幹事会は、各種の専門部会を設けることができる。

第 43 条 専門部会の名称及び部員の数は、常任理事会を経て幹事会で決定する。

第 44 条 各種の専門部会は、部長 1 名、部員若干名をもって構成する。

部員のうち、少なくとも 1 名は常任幹事がこれにあたる。

第 11 章 財務

第 45 条 本連盟の当該年度の経費は、全日本学生体操連盟の支部間現金と本連盟の事業によって生ずる収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 46 条 本連盟の会計は、一般会計と特別会計に分ける。

第 47 条 本連盟の会計年度は、当該年度役員総会に始まり、翌年度役員総会に終わる。

第 48 条 学連に財政的基礎を確立するために学連基金を設け、積立金とする。

但し、一般会計に欠損が出た時は、この中から補充することができる。

第 49 条 一般会計において、会計年度の終りに余剰金のある時は、これを翌年度に繰り越す。但し、その一部を学連基金に繰り入れることができる。

第 50 条 特別会計の決算後に余剰金のある時は、一般会計に繰り入れる。

第 51 条 本連盟の予算及び決算は、常任理事で作成し、役員総会の承認を得ることを要する。

第 12 章 役員経費規定

第 52 条 〈定義〉

役員定義とは、諸事業に関わる役員の諸経費、交通費、食費、宿泊費、日当をいう。

第 53 条 〈適応役員〉

連盟規定第 10 条の本部役員並びに第 28 条の学生派遣役員、学連依頼の審判員・補助役員等に、該当経費を支給する。

第 54 条 〈交通費〉

1. 事務・業務・会議関係

諸事業の運営に直接関わる本部役員並びに学生派遣役員の交通費は、一般会計により実費該当額を支給する。

2. 大会・その他事業関係

諸事業の交通費は特別会計により実費支給する。但し、車両による燃料費については、10km につき 200 円を支給する。

第 55 条 〈食費〉

学連業務、並びに諸事業における食費は、下記の額を原則とする。

朝食代 1,000 円 昼食代 1,000 円 夕食代 1,000 円

第 56 条 〈宿泊〉

第 53 条に定める役員が宿泊する場合は、原則として連盟が宿泊場所を確保し、その他の場合は、実費支給とする。但し、電話代・FAX 代は除くものとする。

第 57 条 〈日当〉

諸事務並びに諸事務における日当は、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 会長・副会長・審判長 | 3,000 円 |
| 2. 大会本部依頼審判員 | 2,000 円 |
| 3. 学連派遣委員 | 1,500 円 |
| 4. 大会本部依頼補助役員 | 1,000 円 |

第 58 条 本規定は、平成 14 年 4 月 1 日より執行する。